

規則

「千曲市障害児通所給付費等施行細則の一部を改正する規則」をここに公布する。

令和7年10月31日

千曲市長 小川 修一

千曲市規則第50号

## 千曲市障害児通所給付費等施行細則の一部を改正する規則

千曲市障害児通所給付費等施行細則（平成31年千曲市規則第2号）の一部を次のように改正する。

第1条中「。以下「政令」という。」を削り、「平成24年千曲市規則第6号」を「平成31年千曲市規則第1号」に改める。

第3条中「第18の13」を「第18条の13」に改める。

第4条第2項中「の支給を行わない」を「を支給しない」に、「支給（変更）申請却下決定通知書」を「却下決定通知書」に改める。

第7条中「の支給の決定」を「を支給する」に改める。

第12条第2項中「の変更」を「を変更」に、「支給（変更）申請却下決定通知書」を「却下決定通知書」に改める。

第14条第2項中「の適用を決定したとき又は特例を」を「を適用する又は」に改め、同条第3項中「第21の5の3第2項」を「第21条の5の3第2項」に改め、同条第4項中「第21の5の4第3項」を「第21条の5の4第3項」に改める。

第16条中「高額障害児通所給付費支給申請書」を「高額障害児（通所・入所）給付費支給申請書」に改める。

第17条中「の支給を決定したとき又は高額障害児通所給付費支給（不支給）決定通知書」を「を支給する又は支給しない旨の決定をしたときは、高額障害児（通所・入所）給付費支給（不支給）決定通知書」に改める。

第19条中「の支給」を「を支給する」に改める。

第20条中「変更する」を「変更した」に改める。

第21条（見出しを含む。）中「支給取消し」を「支給決定取消し」に改める。

### 附 則

（施行期日）

1 この規則は、令和7年11月4日から施行する。

（経過措置）

2 この規則の施行の際に千曲市障害児通所給付費等施行細則の規定に基づき作成されている用紙については、この規則の規定にかかわらず、当分の間、使用することができる。